

**プラスチック類積替所内廃棄物収集運搬車両 動線計画図等作成業務
委託仕様書**

京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課
(担当：早船、清水 TEL 075-222-3946)

1 委託業務等名

プラスチック類積替所内廃棄物収集運搬車両 動線計画図等作成業務

2 履行期間

契約日の翌日から令和8年10月30日まで

3 業務の目的

本業務は、履行場所において、実車を用いた走行・作業シミュレーション（現地確認）を実施し、得られたデータに基づき正確な車両走行軌跡図、動線計画図を作成するとともにトラックスケールの最適な配置案を提案することを目的とする。

4 履行場所

概要は次のとおり。詳細は、契約後に本市から指示する。

敷地面積：1,719 m²、建屋：400m² 全て平面とする。

用途：プラスチック類積替所

5 業務対象車両及び台数

車両	車種等	想定台数（台／日）
収集車両	パッカー車（積載量2トン、3トン）、コンテナ車	14～20
再搬車両	大型車（10トンパッカー車）	1～2

備考：収集車両の大半は、おおむね午後2時から3時に集中して入場する。

6 業務内容

(1) 事前準備及び計画立案

ア 履行場所の確認

本市が貸与する平面図の事前確認を行う。設置するトラックスケールの仕様も、本市から指示するため、あらかじめ確認すること。

イ 対象車両の整理

対象となる収集車両・再搬車両の諸元（全幅・全長・全高・最小回転半径等）の整理・把握を行う。

ウ 現地作業計画の作成

現地実走確認時の計測箇所を示した実施計画を作成し、本市職員の確認を受けること。

現地作業の日は、本市職員と調整して決定する。

(2) 実車（収集車両）を用いた現地確認・計測作業

受注者は、本市が手配する実車（収集車両）を用い、以下の現地確認及び寸法計測を実施するものとする。

ア 一連動作の実走確認

入場、計量（往路）、荷下ろし、計量（復路）、退場

イ 位置・離隔の計測

- ・ 車両停止位置、転回時・切り返し時のタイヤ軌跡のチョーク等によるマーキング
- ・ 既存構造物を基準点とした三点計測（手計測）によるマーキング位置の寸法取得
- ・ 周辺障害物（壁・柱・庇・天井配管・路側帯等）と車体とのクリアランス（最小離隔距離）の測定
- ・ トラックスケール及び付帯するカードリーダー及び信号灯の位置の検討。

トラックスケールは、今後、設置するため、位置の検討に必要な器具（カラーコーン、バーなど）は受注者により準備すること。

- ・ 計量待ちの収集車両の滞留スペースの検討

ウ 記録・データ収集

- ・ 各作業工程及び走行時の状況写真、俯瞰写真、全景動画等の撮影記録

エ 留意事項

実車を用いた現地確認は、原則、1日間で行う。また、契約後速やかに実施すること。車両及び運転手は、本市において手配する。

(3) 再搬車両の動線検討

前項(1)から(3)の検討結果を踏まえ、再搬車両（大型車（10トンパッカー車））の車両動線の検討を行う。

(4) CAD図面作成業務

現地計測結果及び車両諸元に基づき、CADソフト等を用いて以下の図面を作成する。

1	現況・実測プロット図	貸与図面をベースに、現地で実測した各作業位置（停車位置・通過位置）をプロットした図面
2	車両走行軌跡検討図	実測結果の反映、および車両回転軌跡シミュレーション（CADテンプレートまたは専用ソフト使用）を重ね合わせた図面。進入、旋回、切り返し、後退（バック進入）時の車体外輪・内輪差・オーバーハング軌跡の明示
3	車両動線計画図	入退場ルート、トラックスケールの配置、一時待機スペース、安全クリアランス（離隔）、注意喚起箇所を明示した図面。 課題箇所に対する技術的改善提案（停止線位置、ガイドライン、カーブミラー等の配置提案を含む）。

7 成果物

成果物として以下の電子データを保存した電磁的記録媒体（CD-R 又は DVD-R）を提出し、本市職員の

確認を受けること。

(1) 報告書

現地作業結果、写真台帳、動線検討・課題分析・改善提案をまとめたもの。A4 サイズの文書として取りまとめること。

(2) 動線図面

現況・実測プロット図、車両走行軌跡検討図、車両動線計画図
形式は CAD データ（DWG/DXF 等）及び PDF 形式とする。

(3) 現地写真・動画記録データ

現地走行状況の静止画・動画一式

8 支払

業務完了後、業務完了報告書及び請求書を提出すること。

本市職員が成果物を確認し、適切に履行されたことを確認のうえ、必要書類等が提出されたのち、本業務に係る経費を支払う。

9 受注条件

(1) 市外企業の受注を可能とする。

(2) 技術者配置の要件

ア 本業務を円滑に遂行するため、管理技術者は以下のいずれかの資格を有する者、または同等以上の専門能力を有する者を配置できること。

（ア）技術士（建設部門または総合技術監理部門）

（イ）技術士補

（ウ）一級建築士

（エ）RCCM（建設コンサルタント登録資格：道路または都市計画・地方計画等）

イ 契約時に上記の資格を確認できる書類を提出できること。

10 その他

本仕様書に定めのない事項については、事前に本市と協議を行うこと。